

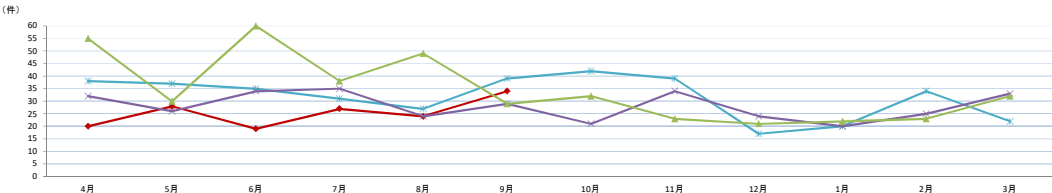
建築確認申請件数一覧

令和7年度														単位: 件
申請先	申請月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
千歳市		4 (0)	4 (0)	1 (1)	6 (3)	7 (3)	5 (4)	()	()	()	()	()	()	27 (11)
指定確認検査機関		16 (13)	24 (18)	18 (14)	21 (18)	17 (15)	29 (24)	()	()	()	()	()	()	125 (102)
計		20 (13)	28 (18)	19 (15)	27 (21)	24 (18)	34 (28)	()	()	()	()	()	()	152 (113)

令和6年度														単位: 件
申請先	申請月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
千歳市		4 (1)	6 (2)	9 (2)	11 (5)	4 (3)	8 (3)	12 (6)	8 (3)	3 (1)	3 (0)	7 (2)	3 (3)	78 (31)
指定確認検査機関		34 (26)	31 (26)	26 (23)	20 (17)	23 (20)	31 (27)	30 (23)	31 (29)	14 (14)	17 (15)	27 (26)	19 (11)	303 (257)
計		38 (27)	37 (28)	35 (25)	31 (22)	27 (23)	39 (30)	42 (29)	39 (32)	17 (15)	20 (15)	34 (28)	22 (14)	381 (288)

令和5年度													単位: 件	
申請先	申請月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
千歳市		6 (4)	4 (2)	8 (5)	6 (3)	5 (1)	6 (5)	3 (0)	11 (5)	6 (3)	1 (1)	6 (3)	2 (2)	66 (34)
指定確認検査機関		26 (25)	22 (22)	26 (25)	29 (24)	19 (16)	21 (19)	18 (14)	23 (23)	18 (17)	19 (17)	19 (18)	31 (25)	271 (245)
計		32 (29)	26 (24)	34 (30)	35 (27)	24 (17)	29 (24)	21 (14)	34 (28)	24 (20)	20 (18)	25 (21)	33 (27)	337 (279)

令和4年度														単位: 件
申請先	申請月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
千歳市		12 (8)	6 (5)	6 (2)	13 (4)	6 (2)	2 (2)	5 (2)	7 (6)	3 (2)	3 (1)	7 (5)	4 (3)	74 (42)
指定確認検査機関		43 (41)	24 (22)	54 (51)	25 (25)	43 (39)	27 (26)	27 (26)	16 (16)	18 (16)	19 (19)	16 (16)	28 (24)	340 (321)
計		55 (49)	30 (27)	60 (53)	38 (29)	49 (41)	29 (28)	32 (28)	23 (22)	21 (18)	22 (20)	23 (21)	32 (27)	414 (363)



※ 上記件数は、千歳市が所管している物件の件数です。 **北海道(石狩振興局を含む)が所管している物件の件数は、含まれていません。**

【千歳市が所管している物件】(R7.3.31まで)

- ①建築基準法第6条第1項第4号に規定する建築物
(具体例)
- 木造の場合
- ・2階建て以下・延床面積500㎡以下・高さ13m以下・軒高9m以下の「一戸建ての住宅」、「長屋」、「事務所」など
 - ・2階建て以下・延床面積200㎡以下・高さ13m以下・軒高9m以下の「共同住宅」、「店舗」、「診療所」、「飲食店」、「倉庫」、「自動車車庫」など
- 木造以外の場合
- ・1階建て・延床面積200㎡以下の「一戸建ての住宅」、「長屋」、「事務所」など
 - ・1階建て・延床面積200㎡以下の「共同住宅」、「店舗」、「診療所」、「飲食店」、「倉庫」、「自動車車庫」など
- ②建築基準法施行令第138条第1項各号に掲げる工作物のうち次に掲げるもの(ただし、①の建築物以外の建築物の敷地内に築造するものを除く。)
- ・高さが10mを超えない煙突
 - ・高さが10mを超えない広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
 - ・高さが3mを超えない擁壁

【千歳市が所管している物件】(R7.4.1から)

- ①建築基準法第6条第1項第2号に規定する建築物のうち、次に該当するもの
- 木造の場合
- ・2階建て以下・延床面積300㎡以下かつ高さ16m以下の「一戸建ての住宅」、「長屋」、「事務所」など
 - ・2階建て以下・延床面積200㎡以下かつ高さ16m以下の「共同住宅」、「店舗」、「診療所」、「飲食店」、「倉庫」、「自動車車庫」など
- 木造以外の場合
- ・1階建て・延床面積200㎡以下の「一戸建ての住宅」、「長屋」、「事務所」など
 - ・1階建て・延床面積200㎡以下の「共同住宅」、「店舗」、「診療所」、「飲食店」、「倉庫」、「自動車車庫」など
- ②建築基準法第6条第1項第3号に規定する建築物
- ③上記①・②の建築物に設ける建築設備(人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。)
- ④建築基準法施行令第138条第1項各号に掲げる工作物のうち次に掲げるもの(ただし、①の建築物以外の建築物の敷地内に築造するものを除く。)
- ・高さが10mを超えない煙突

- ※ 建築確認(計画通知を含む)の申請件数となっており、申請後、取止め・取下げがあった件数も含まれています。 **確認済証の交付件数ではありません。**
- ※ 申請先が指定確認検査機関の件数については、同機関から建築基準法第77条の32に基づく照会または同法第6条の2第10項に基づく報告書が当市に届いた月を基の集計しています。
- ※ () 書きは、申請件数のうち「一戸建ての住宅」の申請件数を示します。
- ※ 工事種別(新築、増築など)を問わず集計しています。
- ※ **計画変更の申請件数は、含まれていません。**
- ※ 上記件数一覧の各数値は速報値のため、次回公表時には変わる可能性があります。